

広島中央地域保健対策協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、広島中央地域保健対策協議会（略称 広島中央圏域地对協）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務局は、広島県西部東保健所内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、広島中央二次保健医療圏域内において、保健・医療、福祉など多様な主体の連携と協働により、地域包括ケアシステムを推進していくことをはじめとして、これらに関する事項を総合的に調査・協議し、必要な事業を実施・推進することにより、すべての人々が可能な限り、住み慣れた地域において、安心して、住み続けられることを目的とする。

(構成機関・団体等)

第4条 本会は、次のものをもって構成する。

(1) 別表に掲げる機関・団体等

(2) その他、本会の目的を達成するために必要な機関・団体等

(事 業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 保健・医療、福祉等の推進に関する協議

(2) 保健・医療、福祉等の推進に関する年次報告の作成

(3) 保健・医療、福祉等の推進に必要な調査研究、調整及び事業の実施

(4) 保健・医療、福祉等の推進に関する自主的活動組織等の育成・指導

(5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(役 員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

(1) 会 長 1名

(2) 副会長 若干名

(3) 委 員 50名程度

(4) 監 事 2名

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは会務を代行する。

3 委員は、会務を処理する。

4 監事は、会務及び会計監査を行う。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員による後任者の仕事は、前任者の残任期間とする。

3 任期終了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(役員の選任方法)

第9条 会長、副会長及び監事は、役員の互選により選出する。

2 役員は、第4条の構成機関・団体等が選出する。

(会 議)

第10条 本会の会議は、委員会とし、会長、副会長、委員及び監事をもって構成する。

2 委員会は、会長がこれを招集し、その議長となる。

3 会長は、協議等の事項により関係する役員のみで委員会を開催することができる。

4 委員会は、過半数の出席により成立し、出席者の過半数により議決する。

5 役員は、会議を欠席するときは、事前に指名した者を役員の代理として、会議に出席させることができる。

6 会長が必要と認めるときは、委員会に役員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部 会)

第11条 会長は、必要に応じて部会を設け、必要事項について協議する。

2 部会の構成員は、別に選任する。

(経 費)

第12条 本会の運営は、補助金、市町負担金及びその他の経費をもって充てる。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(雑 則)

第14条 前各条に定めるもののほか、本会の運営及びその他必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成14年4月1日から施行する。

2 本会設立当初に選出された役員の任期は、平成16年3月31日までとする。

3 この規約は、平成15年4月1日から施行する。

4 この規約は、平成16年4月1日から施行する。

5 この規約は、平成17年4月1日から施行する。

6 この規約は、平成21年4月1日から施行する。

7 この規約は、平成22年4月1日から施行する。

8 この規約は、平成27年3月12日から施行する。

9 この規約は、平成27年7月23日から施行する。

10 この規約は、平成29年5月18日から施行する。

11 この規約は、令和6年3月31日から施行する。

別表

広島中央地域保健対策協議会 構成機関・団体等名簿

区分	分野	名 称	備 考
1	職 能	(一社) 竹原地区医師会	
2	職 能	(一社) 東広島地区医師会	
3	職 能	(一社) 賀茂東部医師会	
4	職 能	(一社) 豊田郡医師会	
5	職 能	竹原・豊田歯科医師会	
6	職 能	(一社) 東広島市歯科医師会	
7	職 能	(一社) 東広島薬剤師会	
8	職 能	(公社) 広島県看護協会 (東広島・竹原支部)	
9	職 能	(一社) 広島県歯科衛生士会 (呉・竹原地区会)	
10	職 能	(一社) 広島県歯科衛生士会 (東広島地区会)	
11	職 能	(公社) 広島県栄養士会 (芸予支部)	
12	職 能	(公社) 広島県栄養士会 (広島中支部)	
13	職 能	竹原市介護支援専門員連絡協議会	
14	職 能	東広島介護支援専門員連絡協議会	
15	職 能	大崎上島介護支援専門員連絡協議会	
16	職 能	(公社) 広島県介護福祉士会 (第2ブロック)	
17	医 療	(独法) 国立病院機構 東広島医療センター	
18	医 療	(独法) 国立病院機構 賀茂精神医療センター	
19	医 療	広島県立安芸津病院	
20	医 療	国家公務員共済組合連合会 呉共済病院 忠海分院	
21	医 療	(医法) 仁慈会 医療法人社団仁慈会 安田病院	
22	医 療	(医法) 楽生会 医療法人楽生会 馬場病院	
23	医 療	(一社) 広島県病院協会	
24	医 療	(一社) 広島県精神科病院協会	
25	医 療	(一社) 広島県慢性期医療協会	
26	医 療	有床診療所代表	
27	医 療	広島中央認知症疾患医療センター	
28	医 療	地域リハビリテーション広域支援センター	
29	医 療	広島県訪問看護ステーション協議会(広島中央ブロック)	

広島中央地域保健対策協議会 構成機関・団体等名簿

区分	分野	名 称	備 考
30	福 祉	(社福) 竹原市社会福祉協議会	
31	福 祉	(社福) 東広島市社会福祉協議会	
32	福 祉	(社福) 大崎上島町社会福祉協議会	
33	福 祉	竹原市民生委員児童委員協議会	
34	福 祉	東広島市民生委員児童委員協議会	
35	福 祉	大崎上島町民生委員児童委員協議会	
36	福 祉	広島県老人福祉施設連盟 (東広島ブロック)	
37	福 祉	広島県地域包括・在宅介護支援センター協議会 (南部)	
38	福 祉	竹原地域社会福祉法人協議会	
39	福 祉	東広島市社会福祉施設連絡協議会	
40	福 祉	竹原地域医療介護推進協議会	
41	福 祉	広島中央障害者就業・生活支援センター	
42	住 民	竹原市自治会連合会	
43	住 民	東広島市住民組織	
44	住 民	大崎上島町連合区長会	
45	住 民	竹原市女性連絡協議会	
46	住 民	東広島市女性連合会	
47	住 民	大崎上島地域女性連合会	
48	住 民	竹原市老人クラブ連合会	
49	住 民	東広島市老人クラブ連合会	
50	住 民	大崎上島町老人クラブ連合会	
51	住 民	竹原市公衆衛生推進協議会	
52	住 民	東広島市公衆衛生推進協議会	
53	保険者	広島県保険者協議会	
54	行政・保険者	竹原市	
55	行政・保険者	東広島市	
56	行政・保険者	大崎上島町	
57	行 政	東広島市消防局	
58	行 政	広島県西部東厚生環境事務所	
59	行 政	広島県西部東保健所	
構成員数		59 機関・団体等	